熊取町求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

熊取町（以下「本町」という。）は、本町で働く職員のみならず、本町の採用活動、インターンシップ、各種実習に参加する求職者や実習生等（以下「求職者等」という。）に対するあらゆるハラスメント行為を一切許容せず、ハラスメントの防止に努めます。

１　方針

本町は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに類する行為、採用選考や実習指導における優越的な関係を背景としたパワー・ハラスメントに類する行為、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する否定的な言動（マタニティ・ハラスメント等に類する行為）を禁止します。これらには、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動や差別的な取扱いも含まれます。

２　禁止される主な言動

本町で働くすべての職員は、求職者等に対し、対面であるかオンライン（電子メール、SNS等）であるかを問わず、次に掲げる不適切な言動を行ってはなりません。

（１）面接・面談等や実習中に、業務や実習に必要のない性的な事実関係、交際状況、結婚の予定等を尋ねること、又は不必要な身体への接触を行うこと。

（２）職務上の立場を利用して、性的な関係の強要や、執拗に私的な食事やデートへ誘うこと。

（３）職場における優越的な関係を背景とした、業務・実習の目的を逸脱した不当な圧力をかける言動を行うこと。

（４）性差別的な偏見（性別役割分担意識等）に基づく発言、又は性的指向・ジェンダーアイデンティティを不必要に詮索すること。

（５）採用の合否や実習の評価を条件として、不当な要求を受け入れさせようとすること。

３　求職活動等におけるルールの遵守

本町はハラスメントを防ぐため、求職者等との面接等に関し、次のルールを遵守します。

（１）面接・面談や実習指導の実施にあたっては、適正な時間帯及び透明性の高い公的な場所を指定します。

（２）面接・面談の実施にあたっては、原則として複数名の職員で対応し、一対一での面接・面談は密室で実施しません。

（３）求職者等との連絡には本町が指定した公式な連絡手段（公用メール等）を使用し、職員が個人の連絡先（私的な LINE 等）を用いて直接連絡を取る行為を禁止します。

４　厳正な対処

求職者等に対してハラスメントを行った職員に対しては速やかに事実関係を確認し、事実が確認された場合、関係規程に基づき行為者に対して懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

５　相談窓口の設置と適切な対応

求職者等からの相談・通報、または職員からの相談・報告を受け付ける窓口として以下を設置します。

相談窓口	連絡先	ホームページから問合せ
総務部 人事課	072-452-1002	ホームページ「各課へのお問い合わせ」からお問い合わせください。
総務部 人権・女性活躍推進課	072-452-1004	

６　プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者、行為者および事実関係の確認に協力した者のプライバシー（性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の情報を含む。）は厳重に保護し、職務上知り得た秘密は一切外部に漏らしません。

また、相談や協力を行ったことを理由として、求職者等や職員が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

令和８年９月２８日

熊取町